長 第 04190001 号
令和４年９月１３日

各高齢者サービス事業者　代表者　様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

件名のことについて、令和４年９月７日付け（令和４年９月８日最終改正）事務連絡にて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から通知があり、和歌山県における取り扱いは、別紙のとおりとなりましたのでお知らせします。

症状がある場合は 10 日間、症状がない場合は７日間が経過するまでは、感染リスクがあるため、各高齢者サービス事業所におかれては、通知内容にご留意いただき、引き続き感染予防対策の徹底をよろしくお願いします。

○県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL：073-441-2527（直通）